変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル平均水面上から灯火まで七・九メートル
変更年月日　平成二十七年十月六日
記事　一時撤去中のところ光度等変更のうえ復旧

名称　日向港北防波堤灯台
位置
所在地　福井県三方郡美浜町（日向港北防波堤外端）
北緯　三五―三六―五〇
東経　一三五―五三―三六
変更年月日　平成二十七年十月六日
変更した事項
灯質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　平成二十七年十月六日

名称　小泊岬北灯台
位置
所在地　青森県北津軽郡中泊町（小泊岬北側）
北緯　四一―〇八―一七
東経　一四〇―一五―二五
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル平均水面上から灯火まで八九メートル
変更年月日　平成二十七年十月七日

名称　鹿島液化ガス共同備蓄基地シーバース灯
位置
所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の南南東方約三・四キロメートル）
北緯　三五―五五―三五
東経　一四〇―四二―二四
変更した事項
光度　実効光度一、四〇〇カンデラ
記事　一　附属施設　副灯四個
(一)　灯質　モールス符号白光（・・）毎一〇秒にU
(二)　光度　実効光度一四〇カンデラ
(三)　光達距離　五・五海里
(四)　設置場所及び高さ　本灯の東北東方約二五〇メートル平均水面上から灯火まで八・六メートル、本灯の東北東一四〇メートル平均水面上から灯火まで七・六メートル、本灯の西南西方約二五〇メートル平均水面上から灯火まで八・六メートル、本灯の西南西方約一七〇メートル平均水面上から灯火まで七・六メートル
(五)　記事　副灯四個の灯火は、本灯に同期している。
変更年月日　平成二十七年十月八日

名称　明石港西外港沖防波堤東灯台
位置
所在地　兵庫県明石港（西外港沖防波堤東端）
北緯　三四―三八―二四
東経　一三四―五九―〇一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十七年十月十三日

名称　広島大橋橋梁灯（P十五灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の北方約七三メートル
北緯　三四―二一―〇三
東経　一三二―二九―四九
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十七年十月十三日
記事　一時変更

名称　広島大橋橋梁灯（P十六灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の北方約七三メートル
北緯　三四―二一―〇三
東経　一三二―二九―五〇
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十七年十月十三日
記事　一時変更

名称　広島大橋橋梁灯（P十七灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の南方約八〇メートル
北緯　三四―二〇―五八
東経　一三二―二九―四九
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十七年十月十三日
記事　一時変更

名称　広島大橋橋梁灯（P十八灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の南方約八〇メートル
北緯　三四―二〇―五八
東経　一三二―二九―四九
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十七年十月十三日
記事　一時変更

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎
管理部長事務代理を免ずる（十一月二日）

人事異動

法務省

検事兼法務事務官　是木　誠
同　森山　智文
平成二十七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十一月三十日までとする（各通）（十月二十日）
（最高検察庁検事法務省大臣官房人事課長）検事　小山　太士
山口地方検察庁検事正に配置換する
法務省人事管理官を免ずる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局総務課長）同　伊藤　栄二
法務省大臣官房人事課長に充てる
法務省人事管理官を命ずる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局刑事課長）同　森本　宏
法務省刑事局総務課長に充てる
（東京地方検察庁検事）同　山内　由光
法務省刑事局国際課長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際課長）同　松下　裕子
法務省刑事局刑事課長に充てる
（山口地方検察庁検事正）同　杉垣　公基
辞職を承認する（以上十月二十七日）
日本司法支援センター評価委員会委員に任命する　池亀由紀江
日本司法支援センター評価委員会委員を免ずる　知久　公子
（以上十月三十日）

○定年退官
大阪区検察庁副検事出見文昭は、検察庁法第二十二条の規定により十一月一日限り定年退官

財務省

日本銀行参与に任命する（十一月一日）　岡谷　篤一